

市町村と県による協働電子図書館 コンテンツ選書の手順（コンテンツ内容）

1 概要

この手順は、「市町村と県による協働電子図書館 コンテンツ選書の手順（選書等の手続き）」に基づき、参加団体および選書部会がコンテンツの選書・選定・決定を行うにあたり、必要な事項を記載する。

2 選書

利用対象は全県民であるが、事業目的にそって、特に以下の利用対象に資することに留意する。

- ・ GIGA スクール構想等で、電子書籍を読むタブレット等を使いやすい環境にある児童および青少年
(IT リテラシーが高く電子書籍を利用する障壁が低い傾向があることから、利便性が認知されれば活用されることが期待できる)
- ・ リアルな図書館に足を運ぶことが困難な高齢者や、読書に関わる障害がある方
(文字の拡大や読み上げ機能などがある電子書籍を、自宅などから居ながらにして利用することで、読書環境が改善されることが期待できる)
- ・ 開館時間に利用することが困難な子育て世代やビジネスパーソン
(24 時間 365 日、来館することなく使える電子書籍によって、図書館の利用が生活スタイルに馴染まなかった層の読書環境が改善されることが期待できる)

3 選定

初年度の予算執行配分はおおむね、オープンまでの初期一括選定 2000 万円、オープン後の継続選定 800 万円を見込む。継続選定はシステム提供者からの新規提供コンテンツ量を勘案しながら調整する。

重複の確認および取捨選択については、調整グループごとに選書の内容と量を調整しリストを作成する。その際以下の観点も考慮する。

- ・ 短期間で内容の更新される分野のコンテンツ、評価が定まり長く利用される内容のコンテンツは、契約の形態（買い切り型か回数制限型か）を選書検討材料として考慮する。
- ・ 大活字本を利用する高齢者向けの文芸書などのコンテンツ、図表写真を多用した解説書などのコンテンツはそれぞれリフロー型、フィックス型の別を選書検討材料として考慮する。

複本の購入は原則オープン後の継続選定の中で予約状況をもとに検討するが、その際各自治体から上がってきたコンテンツ希望の重複記録も参考にし、提供の迅速化を図る。

4 その他

この手順を総括会議の決定により改正した場合は、参加団体に速やかに周知する。